

令和2年度 鳥取市尚徳大学受講生募集

目的 尚徳大学では、専門的知識・技能を高めるとともに、合同学習で広く一般教養を学びます。受講生の皆様が、学習だけでなく当番などの役割を持ち、受講生同士のふれあいを深め、充実した暮らしを築くことを目指す生涯学習講座です。

対象 市内在住のおおむね60歳以上の人

期間 4月～11月

ところ 鳥取市文化センター

受講料 年間1500円（教材費などは別途徴収）

申込期限 3月31日（火）必着

申込方法 1人1コースを選択して、往復はがき（1人1枚限り）による申し込みのみ

▷往信用はがきの裏面に下記の必要事項を記入

▷返信用はがきの表面に応募者の住所、氏名を記入

※応募者多数の場合は抽選となります。結果は、**4月8日以降**に返信用はがきでお知らせします。

必要事項（往信用はがき裏面に記入してください）

- ①氏名（ふりがな）
- ②郵便番号
- ③住所
- ④年齢（令和2年4月1日現在）
- ⑤性別
- ⑥電話番号
- ⑦受講年数 ○年目（令和2年度を含む）
- ⑧受講希望専門コース（ ）コース
※1人1コース限り

☎ 680-0841 吉方温泉三丁目701
鳥取市文化センター内「鳥取市尚徳大学事務局」係
☎ 0857-27-5181 ☎ 0857-27-5154



■専門コース（技能・教養を高めるコース）全12回

コース	曜日	内容	定員
書道 午前	火(午前)	用筆法等基礎基本から作品まで、毎回段階にしたがった指導を行います。	35人
書道 午後	火(午後)		35人
彫刻 午前	水(午前)	講師の指導により、仏像彫刻に取り組みます。それぞれの経験に合わせてさまざまな作品に挑戦します。	25人
彫刻 午後	水(午後)		25人
民芸	月(午後)	ポーチなどのかわいい小物、パッチワーク作りに挑戦します。	50人
絵画	金(午後)	講師の指導により、屋内で花や果物を描いたり、題材を求めて屋外写生したりします。	60人
貢献	水(午後)	専門講師の指導により、地球・人・動植物にやさしい社会作りや文化作りを目指します。	30人
社会	水(午前)	各分野の講師が、政治や経済、文化、社会問題などについて分かりやすく解説します。	130人
健康	木(午後)	保健、医学について専門家が分かりやすく解説します。健康体操やウォーキングなどの簡単な運動も行います。	120人
郷土	金(午前)	毎回、さまざまなテーマを取り上げ、郷土の歴史に関する知識を深めます。	160人

※各コースの曜日は、講師の都合などにより変更となる場合があります。

※現地学習を行うコースがあります。

※専門コースのほかに全コース共通の合同学習を全4回予定しています。

※各コース、数名の役員の選出があります。

税務署での相談は 事前に予約をお願いします

税務署では、書類や事実関係を確認する必要があるなど、電話での回答が困難な場合には、事前に予約をいただいた上で相談をお受けしています。

※ご予約の際には、お名前・ご住所・ご相談内容などをお伺いいたします。

※所得税・個人事業者の消費税については、3月31日（火）までは事前予約の必要はありません。

国税に関する一般的なご相談は
ホームページ（タックスアンサー）
をご利用ください。



☎ 鳥取税務署 ☎ 0857-22-2141（代表）

転入・転出時にはお早めに届け出を

次の場合、水道局へご連絡ください。

△新築や転入などで、新たに水道を使用するとき

△転出などで、水道の使用をやめるとき

△改築や長期不在などで、当分の間、水道の使用をやめるとき

△使用者の名義を変更するとき

●届け出の際には、使用水量のお知らせなどに記載の水栓番号をお知らせください。

☎ 水道局料金課

☎ 0857-53-7922 ☎ 0857-53-7801

☎ 南地域水道事務所

☎ 0858-76-3118 ☎ 0858-85-0672

☎ 西地域水道事務所

☎ 0857-85-2526 ☎ 0857-85-1049

市税 豆知識

軽自動車税（種別割）について

■軽自動車の廃車・名義変更の届け出

軽自動車税（種別割）は4月1日現在で、軽自動車・二輪車などを所有している人にかかります。

※4月1日（水）までに届け出がない場合は、令和2年度分の軽自動車税（種別割）がかかります

※税制改正により令和元年10月1日から、軽自動車税から軽自動車税（種別割）に名称が変更されました。

車種名称	届け出先	
軽自動車（四輪）	軽自動車検査協会鳥取事務所（安長）	☎ 050-3816-3082 （コールセンター）
125ccを超える二輪車	鳥取運輸支局（丸山町）	☎ 050-5540-2070
125cc以下の原動機付自転車・小型特殊自動車（トラクター、コンバイン、田植機、フォークリフトなど）など	下記問い合わせ先参照	

■軽自動車税（種別割）の納付書の発送 発送：5月初旬 納期限：6月1日（月）

■令和2年度軽自動車税（種別割）税率一覧表

車種名称		税率（円）	
原付	50cc以下	2,000	
	50cc超90cc以下	2,000	
	90cc超125cc以下	2,400	
小型特殊	ミニカー	3,700	
	農耕作業用 特殊作業用	2,400 5,900	
軽自動車	二輪（125cc超250cc以下）	3,600	
		3,100	
	三輪	※ 3,900	
		◎ 4,600	
	四輪	乗用	7,200
			※ 10,800
		貨物	◎ 12,900
			5,500
		乗用	◎ 6,900
			※ 6,900
◎ 8,200			
4,000			
※ 5,000			
◎ 6,000			
貨物	◎ 3,000		
	※ 3,800		
雪上車	◎ 4,500		
	3,600		
二輪の小型自動車（250cc超）		6,000	

※平成27年4月1日以後に新規登録された車両に適用されます。ただし、令和元年度中に新規登録された車両は、条件によりグリーン化特例（軽課税率）が適用されます（下表参照）。

◎最初の新規登録から13年経過した車に重課税率が適用されます（令和2年度は平成19年3月までに新規登録された車両に適用されます）。

■グリーン化特例（軽課税率）

平成31年4月1日～令和2年3月31日の間に新規登録された軽自動車に適用されます。

車種名称	税率（円）				
	特例1	特例2	特例3		
三輪	1,000	2,000	3,000		
四輪	乗用	自家用	2,700	5,400	8,100
		営業用	1,800	3,500	5,200
四輪	貨物	自家用	1,300	2,500	3,800
		営業用	1,000	1,900	2,900

特例1：電気自動車など

特例2：R2(H32) 燃費基準+30%達成車またはH27 燃費基準+35%達成車

特例3：R2(H32) 燃費基準+10%達成車またはH27 燃費基準+15%達成車

☎ 本庁舎市民税課

☎ 0857-30-8144 ☎ 0857-20-3921

各総合支所市民福祉課（☎ 12ページ）

